

事務連絡  
令和5年10月30日

各地方環境事務所  
資源循環課 御中

環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

### 循環型社会形成推進地域計画を新規作成・変更する場合等の取扱いについて

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を変更する場合の取扱いについて、令和4年3月31日付け事務連絡にて定めておりましたが、今後は、新規作成する場合を含め、以下のとおりとしますので、ご対応いただきますとともに、管内都道府県へ周知願います。

なお、令和4年3月31日付け事務連絡については、廃止します。

#### 1. 地域計画に係る提出書類の様式の変更・追加

従来の様式1～3を別紙様式に変更し、都道府県が進達する際に提出する文書を別紙様式2として追加するとともに、様式番号を下記のとおり整理する。

（参考）

- 別紙様式1-1・・・市町村等が新規に地域計画を提出する際に提出
- 別紙様式1-2・・・市町村等が変更承認事項に該当する地域計画を提出する際に提出
- 別紙様式1-3・・・市町村等が変更報告事項に該当する地域計画を提出する際に提出
- 別紙様式2-1・・・都道府県が新規地域計画を進達する際に提出
- 別紙様式2-2・・・都道府県が変更承認地域計画を進達する際に提出
- 別紙様式2-3・・・都道府県が変更報告地域計画を進達する際に提出
- 別紙様式3・・・変更理由書

#### 2. 新規地域計画の提出について

新規に作成した地域計画を提出する場合は、市町村等が2.（1）に定める書類を各都道府県に提出すること。各都道府県は2.（1）に定める書類の内容について確認し、適正と認められる場合は、下記2.（2）に定める書類を添えて地方環境事務所宛てに提出すること。提出は、政府全体で押印省略及び電子申請を推進していることに鑑み、提出書類に責任者・担当者の氏名（フルネーム）、連絡先等を記載するとともに、PDF化した後に、電子メールにて指定されたメールアドレス宛てに提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること（承認は本省廃棄物適正処理推進課において実施）。

(1) 市町村等の提出書類

- ・新規承認申請書【別紙様式1-1】

※地域計画作成者（地域計画を作成した全ての市町村等の長）から環境大臣宛てに提出すること。

- ・地域計画全文（添付書類含む）

(2) 都道府県の提出書類

- ・新規承認進達文【別紙様式2-1】

3. 変更に承認が必要な地域計画の提出について

計画の根幹に係る変更をする場合については、環境大臣の承認を得るものとする。

具体的には、別紙「比較表」の変更承認事項に示す項目を変更しようとする場合、又は新規に交付金の交付対象事業を追加する場合は、市町村等が3.(1)に定める書類を各都道府県に提出すること。各都道府県は3.(1)に定める書類の内容について確認し、適正と認められる場合は、3.(2)に定める書類を添えて地方環境事務所宛てに提出すること。（但し、計画の根幹に影響を与えない名称や文章表現の変更については除く。）提出は、2.に記載したとおり、電子メールにて指定されたメールアドレス宛てに提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること（承認は本省廃棄物適正処理推進課において実施）。

(1) 市町村等の提出書類

- ・変更承認申請書【別紙様式1-2】

※地域計画作成者（地域計画を作成した全ての市町村等の長）から環境大臣宛てに提出すること。

- ・変更理由書【別紙様式3】

- ・変更後の地域計画全文（添付書類含む）

- ・変更箇所の見え直し修正を反映した地域計画全文（添付書類含む）

- ・（スライド条項適用対象の交付対象事業費を増額する場合）スライド条項の適用について協議・締結していることがわかる公文書の写し

(2) 都道府県の提出書類

- ・変更承認進達文【様式2-2】

※環境大臣宛てに提出すること。

4. 変更に承認が不要な（変更の報告とする）地域計画の提出について

計画の根幹まで影響を与えない変更を行う場合は市町村等から環境再生・資源循環局長へ報告するものとする。

具体的には、別紙「比較表」の変更報告事項に示す項目を変更するような承認の必要のない変更全てについて、市町村等が4.(1)に定める書類を各都道府県に提出すること。各都道府県は4.(1)に定める書類の内容について確認し、適正と認められる場合は、4.(2)に定める書類を添えて各地方環境事務所宛てに変更報告書等を提出すること。提出は、2.に記載したとおり、電子メールにて指定されたメールアドレス宛てに提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること。

(1) 提出書類

- ・ 変更報告書【別紙様式1-3】

※地域計画作成者（地域計画を作成した全ての市町村等の長）から環境再生・資源循環局長宛てに提出すること。

- ・ 変更理由書【別紙様式3】
- ・ 変更後の地域計画全文（添付書類含む）
- ・ 変更箇所の見え消し修正を反映した地域計画全文（添付書類含む）

(2) 都道府県の提出書類

- ・ 変更承認進達文【様式2-3】

※環境再生・資源循環局長宛てに提出すること。

5. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う設計変更の場合の特例について

令和2年5月27日付け環循適発第2005272号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「循環型社会形成推進交付金等事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」及び令和2年5月27日付け事務連絡「循環型社会形成推進地域計画を変更する場合の取扱いについて」において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う設計変更の場合について取扱いを連絡しているところであるが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに合わせ、当該取扱いは廃止する。

6. 「地域計画」に計上された事業費等の取扱について

地域計画（総括表2）における「事業費」「交付対象事業費」等の計数は、事業規模や整備計画等の適正性及び全国の需要等を把握するために記載を求めているものであり、記載された金額の交付を保障するものではない。

本交付金は予算補助であり、単年度ごとの市町村等からの要望を踏まえ、国の各年度の予算の範囲内で交付することを改めてご承知おき願いたい。

【別紙様式 1—1】

番 号  
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 市 長  
△ △ △ 町 長

〇〇〇市（〇〇〇地域）循環型社会形成推進地域計画の承認について

循環型社会形成推進交付金交付要綱第 8 の規定に基づき、循環型社会形成推進地域計画を別添のとおり提出します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【別紙様式 2 - 1】

番 号  
日 付

環境大臣 宛て

〇 〇 〇 知 事

令和〇年度循環型社会形成推進地域計画の新規承認について（進達）

下記の市町村等より標記につき別紙のとおり提出があり、その内容を確認したところ適正と認められるので、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付取扱要領等に基づきこれを承認されたく進達します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【別紙様式 1 - 2】

番 号  
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 市 長  
△ △ △ 町 長

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画に係る変更承認について

令和○年○月○日付けで承認のあった（変更報告をした）○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画を別添のとおり変更したいので、承認方よろしくお願ひします。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【別紙様式 2 - 2】

番 号  
日 付

環境大臣 宛て

〇 〇 〇 知 事

令和〇年度循環型社会形成推進地域計画の変更承認について（進達）

下記の市町村等より標記につき別紙のとおり提出があり、その内容を確認したところ適正と認められるので、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付取扱要領等に基づきこれを承認されたく進達します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【様式 1 - 3】

日 付

環境省

環境再生・資源循環局長 宛て

○ ○ ○ 市 長

△ △ △ 町 長

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画に係る変更報告について

令和○年○月○日付けで承認のあった（変更報告をした）○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画の変更について、別添のとおり報告します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号、Eメールアドレス）



【様式 2 - 3】

日 付

環境省

環境再生・資源循環局長 宛て

○ ○ ○ △ △

令和○年度循環型社会形成推進地域計画の変更報告について（進達）

下記の市町村等より標記につき別紙のとおり提出があり、その内容を確認したところ適正と認められるので、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付取扱要領等に基づきこれを報告したく進達します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【様式3】

変更理由書

(当初の計画内容)

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

(変更後の計画内容)

【様式3】記載例1

変更理由書

(当初の計画内容)

本市では令和〇〇年度から令和〇〇年度までの3ヶ年で最終処分場の整備事業を行っている。現在最終処分場の浸出水が下流域へ流出しないようグラウト工法に基づく鉛直遮水工事を施工している。

当初設計では複列の4次孔まで行い薬液を注入して、不透水改良による遮水効果を発揮できると判断していた。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

当初の設計に基づき遮水工事を実施したところ、予想と異なり、透水試験値の目標を達成することができず、追加の遮水工事が必要となった。

(変更後の計画内容)

遮水工事について、7次孔を目途にボウリングと薬液注入処理を施工することとし、令和〇〇年度は6次孔まで、令和〇〇年度は7次孔までの遮水工事を進めることとなったため、これらの追加工事に係る事業費の増額が必要となった。

【様式3】記載例2

変更理由書

(当初の計画内容)

当初計画では、一般廃棄物等の処理目標を達成するため、マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)は、鉄筋造2階建ての建屋(延床面積〇〇〇㎡)に選別コンベアライン、2軸破碎機、ガラス破碎機、圧縮梱包機等の機械を設置し、必要なストックヤードを屋内に確保する計画としていた。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

計画当初より「分別・リサイクル」を推進してきた結果、住民に十分浸透し、総資源化量が増加するとともにごみの分別が正確に行われるようになった。そのため、当初計画の施設規模を縮小することが可能となった。

(変更後の計画内容)

マテリアルリサイクル推進施設について施設規模を縮小するとともに、設置機械を手選別コンベアと2軸破碎機のみとし、事業費を減額することとなった。

別紙 比較表

考え方の原則 (例外あり)	承認事項 ①変更したい事項を変更することにより、「2循環型社会形成推進のための現状と目標」で定める目標値等に影響し、目標値等の変更も必要である場合 ②交付要件に関する事項を変更する場合 ③交付対象事業を追加する場合 ④交付対象総事業費の増額の場合 ⑤地域計画の性格を大きく変更する場合 例) 浄化槽事業のみの地域計画に廃棄物処理に関する事項を追加する。
注意事項	★【表の見方】 地域計画を変更する際に変更内容が変更承認事項なのか変更報告事項なのか、比較表を基に判断してください。変更承認事項に1つでも該当がある場合は、変更承認申請が必要です。 ★原則、交付申請の際の事業主体名は地域計画と同一であるため、自治体名の変更に伴い、交付申請に影響がある場合は、従来の通り内示前に対応(承認申請・報告)すること。

変更する事項		変更承認事項 ※1つでも該当がある場合は、変更承認申請が必要	変更報告事項	備考	
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	(1) 対象地域	地域の廃棄物行政・浄化槽行政が取り組む対象地域の範囲の変更など、実質的な変更の場合 例) *広域化により新たに市町村を追加する。	対象地域の範囲について実質的な変更を伴わない場合。 例) *市町村名称の変更。		
	(2) 計画期間	期間を変更する場合 例) *5年間の計画を1年延長する。		期間の変更に伴い、目標値に変更が必要であるため。	
	(3) 基本的な方向	地域の目指す姿、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を転換する場合	軽微な変更の場合 例) *事業名称などの変更。		
	(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	実質的な内容を変更する場合 例) *検討状況に進展があったため追記する。 *新たな検討を開始したため追記する。	軽微な変更の場合 例) *記載している施設等の名称変更。		
	(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	別添補足に沿って判断。	別添補足に沿って判断。		
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	設定した数値を変更する場合(原則すべて) 例) *目標値を変更する。 *現状値を推測値から実数値に修正する。				
3 施策の内容	(1) 発生抑制、再使用の推進	有料化に関する内容を変更する場合	有料化に関する内容以外の事項の追加・変更・修正等の場合		
	(2) 処理体制		各体制の現状と今後に関する変更・修正等の場合 新たに記載項目を追加する場合 例) *あわせ産廃の現状と今後を新たに追加する。 表3に関する変更 例) *分別区分を変更する。	原則報告で構わない。	
	(3) 処理施設等の整備	新たに施設整備事業を追加する場合 浄化槽整備事業が未記載の地域計画に、新たに浄化槽整備事業を追加する場合 ※既に「浄化槽設置整備事業」について記載がある地域計画に「公共浄化槽等整備推進事業」を追加する場合は「変更報告」扱いとする。 記載済の施設整備事業、浄化槽整備事業について目標値等の変更を伴う場合 例) *事業期間や施設規模を変更する。 *浄化槽整備計画数を変更する。  国土強靱化の記載に関する事項を変更する場合 例) *「-」(記載なし)から変更する。 *新たに国土強靱化計画を追加する。	記載済の施設整備事業、浄化槽整備事業に関する追加・変更・修正等の場合 例) *事業名称や施設名称を変更する。 *施設規模や施設所在地、事業期間を変更する。 (目標値等に影響がない場合に限る)  国土強靱化の記載に関する事項を「-」(記載なし)に変更する場合	変更により「2循環型社会形成推進のための現状と目標」の各数値に影響がある場合は、変更承認とする。	
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	交付対象施設整備事業の追加に伴い計画支援事業を追加する場合			承認事項以外は報告で構わない。
	(5) 災害廃棄物処理計画策定支援事業	廃焼却施設の解体に関する計画支援事業を新たに追加する場合			
	(6) その他の施策		その他の施策に関する追加・変更・修正等の場合		原則報告で構わない。
4 計画のフォローアップと事後評価	評価方法の変更等を行う場合				
様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	交付対象総事業費の増額の場合 ※各事業の交付対象事業費を合算し、変更前と比べて増額であれば「変更承認事項」と判断する。ただし「スライド条項適用対象の交付対象事業費」の増額は該当事業のみで判断する。 スライド条項適用対象の交付対象事業費を増額する場合		総事業費を増減する場合 交付対象総事業費を減額する場合	【総事業費】 各事業の交付対象外費用も含めた事業費の総計を含む  【交付対象総事業費】 各事業の交付対象費用の総計	
添付資料			各種資料(強靱化計画・ハザードマップ)の改定による差替えの場合 (ただし各種資料の記載内容について、地域計画の内容に影響がある場合は、必要に応じて事前に環境省へ確認すること)		
確認資料等	スライド条項の適用について協議・締結していることがわかる公文書の写しを新たに提出する場合				

## 別添補足

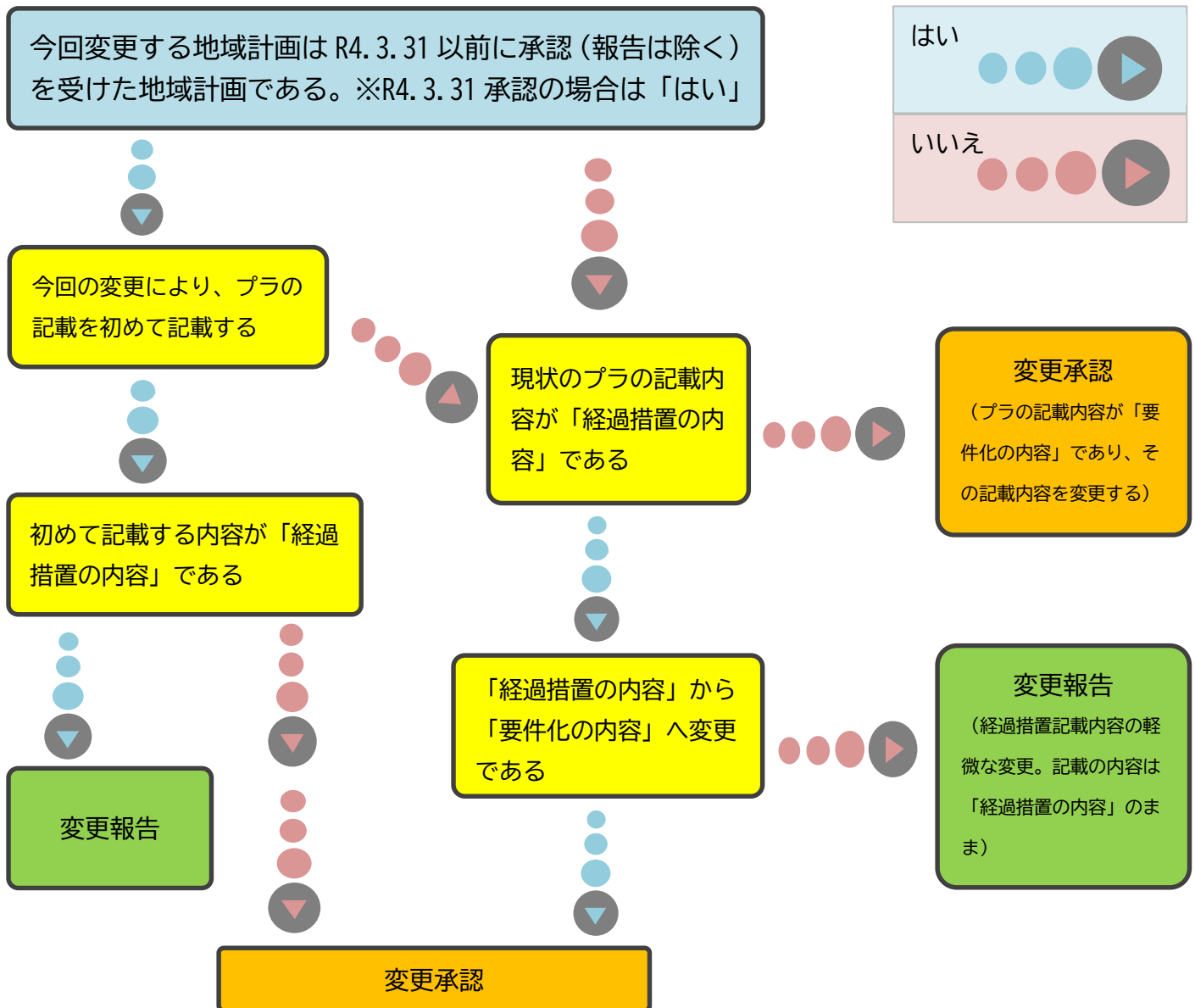
○このフローチャートは、承認済の地域計画において、本文1の「(5)プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容(以下「プラの記載」という)」について、内容を変更する際に使用する。

○変更する承認済の地域計画において、要件化の対象となる事業※が記載されていることが前提。

※交付要綱別表1の1~4, 6~8, 17(1~4, 6~8に該当する計画に係る事業に限る)

○全部過疎地域等の要件化に対する取り組み(プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を実施すること)が、免除される事業主体においても、このフロー図に基づき判断すること。

○適宜環境省・都道府県に相談すること。また、判定の結果「変更承認」となった場合であっても、審査の結果「変更報告」となる場合がある。



○「経過措置の内容」とは

要件化対象事業の記載がある地域計画であるものの、記載されている事業が、経過措置により要件化の対象とならない場合の本文1の「プラの記載」内容が、経過措置の適用を受ける旨の説明となっている。

○「要件化の内容」とは

要件化対象事業の記載がある地域計画において、記載されている事業が要件化の対象であるため本文1の「プラの記載」内容が、要件化の実施時期等に関する具体的な説明となっている。